Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成31年4月24日住宅局安心居住推進課

信頼できる家賃債務保証業者を選びましょう!

~登録家賃債務保証業者シンボルマークを制定~

平成 29 年 10 月に創設された「家賃債務保証業者登録制度」について、より適切な運用と一層の周知・普及を図ることを目的として、登録業者であることを示す「登録家賃債務保証業者シンボルマーク」を制定し、本日より使用を開始することとしましたので、お知らせします。

1. 背景

- ○近年、賃貸住宅市場では、入居時における連帯保証人に代わって家賃債務保証業者による機関保証の利用が増加しています。
- ○そのような中、家賃債務保証業務の適正な運営を確保し、賃借人等の利益の保護を図ることを目的に、保証業者を国に登録する「家賃債務保証業者登録制度」を平成 29 年10月 25日に創設しました。
- ○今般、登録制度のより適切な運用と一層の周知・普及を図ることを目的として、登録業者であることを示す「登録家賃債務保証業者シンボルマーク」を制定しました。 (商標登録 第6069004号)

2. シンボルマークのイメージ

○家賃債務保証業者が「賃貸人」と「賃借人」との 信頼関係が長く維持されることをサポートし、暮ら しへの安心をお届けする存在であることをイメー ジしてデザインしました。



家賃債務保証業

3. 使用にあたって

- ○シンボルマークは原則として、登録業者が使用できます。
- ○シンボルマークは無料にて使用できます。
- ○その他、使用方法等の詳細については、国土交通省のホームページをご参照ください。 (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku house tk7 000019.html)

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 中島、係長 大津

TEL: 03-5253-8111 (内線 39833、39864)、03-5253-8952 (直通)、FAX: 03-5253-8140